



篠創第200号
篠行第93号
平成29年3月1日

篠山市監査委員 畑 利 清 様
篠山市監査委員 河 南 克 典 様

篠山市長 酒 井 隆 明



監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

このことについて、地方自治法199条第12項の規定により、下記のとおり措置を講じましたので報告します。

記

- 1 措置を講じた部署 政策部
- 2 監査結果報告名 定期監査報告書（政策部）
- 3 監査結果提出日 平成28年2月29日（篠監査第62号）
- 4 措置状況 別紙のとおり

担当	
コミュニティバス運行形態の検討について	
政策部創造都市課企画戦略係 酒井 誠	(内 331)
指定管理者名等の表示について	
政策部行政経営課債権管理係 前川 泰道	(内 313)

(1) 企画課（現：創造都市課）

コミュニティバス運行形態の検討について

定期監査結果報告書 7 ページ

監査意見	<p>本市のコミュニティバスは「コミバス ハートラン」の愛称で7つの運行ルートを設定し2台のバスが運行しており、大人200円（子ども100円）の均一料金が基本となっている。利用増進の取り組みとして、新たなバス停の設置やコミュニティバスのお試し乗車券の配布などが行われている。しかしながら、コミュニティバスの利用者数は、平成24年度は7,886人、平成25年度は7,377人、平成26年度は6,662人と年々減少している。</p> <p>今年度コミュニティバスの運行見直しが検討されているが、利用者のニーズにあった運行形態について路線バスや乗合タクシー、ボランティア輸送を含め一体的に検討されたい。</p>
講じた措置	<p>平成27年11月から、庁内プロジェクトを設置し、再編案の作成にとりかかっています。再編については、コミュニティバスだけでなく、路線バスや地域の取り組みも含めた総合的な検討を行っています。</p> <p>現在、再編案によって地域への説明を行っており、意見を伺ったうえで再調整を行い、本年度中を目途に再編計画をとりまとめ、平成30年度からの実証運行をめざします。</p>

(2) 行政経営課

指定管理施設における指定管理者名等の表示について

定期監査結果報告書 7 ページ

監査意見	<p>公の施設に係る指定管理者を指定する際には、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例・規則及び指定管理者の指定に関するガイドラインにより手続き等が定められており、指定管理者の指定を行った場合は管理を行わせる公の施設の名称や指定した団体の名称等を告示することとなっている。しかしながら、指定管理施設内における指定管理者名等の表示については特に定められておらず、市の公共施設を利用する人にとって指定管理者が管理運営している施設であることが不明確な状況となっている。ついては、指定管理者名等の表示について検討を行いガイドライン等の見直しをされたい。</p>
講じた措置	<p>篠山市から指定管理者として指定をうけた当該団体が管理していることを施設内で表示します。</p> <p>また、ガイドラインの策定後、相当の年数が経過していることから、併せて全体の再点検を行い、指定管理者制度運用指針（以下「指針」という。）を策定するとともに、指定管理者表示についても指針に盛り込みました。</p> <p>なお、指針は平成29年4月1日からの運用開始としていますが、平成29年3月6日開催の部長会において、指定管理者表示の実施と指針の周知を行います。</p>